

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成27年3月5日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

### 参加者等

主催者 永 野 厚 郎（前橋地方裁判所長）

司会者 高 山 光 明（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 野 口 佳 子（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 橋 詰 悠 佑（前橋地方検察庁検事）

弁護士 門 馬 義 昭（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 70代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性（以下「5番」と略記）

### 開会のあいさつ

前橋地裁所長の永野でございます。本日は、皆さん大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ここにお集まりいただきました皆さんは、昨年の11月から本年1月までの間に実施されました裁判員裁判のうち、3件に裁判員として関与していただきました。その節は、大変お世話になりました。ありがとうございます。裁判員制度が導入されて、今年で約6年近くが経過しております。この間、当地、前橋におきましても、これまでに104回裁判員裁判が行われまして、裁判員、あるいは補充員として854名の方々が選任されました。この数は、候補者に選ばれた方を含めると8,795名に及んでおります。このように裁判員制度は、幅広い皆さんの御協力のもとに大変順調に運用が

行われておりますけれども、我々法曹三者といたしましても、より法の趣旨に従った運用が行われるように、日々、改善の努力を行っていかないといけないというふうに考えているところでございます。本日は、実際に裁判員裁判に関与された皆さん方の忌憚のない御意見を積極的に御発言いただくことによりまして、それを基に、我々としても改善の検討に生かしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

#### 司会者

皆様方、前橋地方裁判所、刑事第1部で裁判長、部総活をしております高山と申します。本日は皆様方、裁判員裁判の裁判員という大変なお仕事を御負担していただいた上に、本日、お忙しい中、意見交換会の方においでいただきまして心より感謝いたします。また、どうぞ皆様方、忌憚のない御意見をよろしく願います。それでは、早速、司会進行を私の方でやらせていただきます。皆様方におかれましては、それぞれ番号が、経験者1番、2番、3番、4番、5番という、そういう札が皆様方のお手元の方でございますので、今後は、皆様方につきましては、この皆様方のプレートにある番号の方で呼びさせていただきますので、よろしく願います。なお、本日、オブザーバーといいますか、コメンテーターという形で、裁判官、検察官、それから弁護士さんからお一人ずつ来ております。ちょっと一言ずつ自己紹介をしていただけますか。

#### 裁判官

皆様、こんにちは。刑事2部の方で裁判長を務めさせていただいております野口でございます。多くの方々と一緒に裁判員をしていただきましたので、久しぶりに会えてとてもうれしく思っています。今日は、私はおりますけれども、どうぞ批判していただいて構いませんので、率直な意見をお聞かせいただければと思います。よろしく願います。

#### 検察官

検察官の橋詰です。今日は私が担当した事件に関わられた方もいらっしゃるかと

思いますので、忌憚のない意見を伺わせていただいて、今後の執務に生かしていければと思っております。よろしく申し上げます。

弁護士

弁護士の門馬と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、この裁判員裁判において、弁護側の立証というのは、弁護士同士でもいつももっとよくしなければいけないと考えて話し合っていることがよくあるんです。今回はぜひお手柔らかに、参考になる意見をたくさん聞かせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、早速、進行の方に入らせていただきます。まず、皆様方、今回3件の、全部で5人いらっしゃいますけれども、実際に担当された事件は3件の事件というふうに承っております。まず、皆様方、大体どういう事件を担当されたかということをおっしゃっていただきまして、進行をしていこうと思っておりますので。それでは、まず1番さんから、具体的にどういう事件を担当されたかということをお教えいただけますでしょうか。

1番

私は去年の11月に裁判員として参加しましたがけれども、婦人によります恐喝的なグループで男性を脅かして、金品を奪い去った事件で、暴行は確かに診断書が出されておりましたけれども、金品については取られてはおりません。それで、一応、罪名が強盗傷害ということで、私、初めて聞いた事件だったものですから、ちょっと意味がなかなか酌み取れなかったんですけれども、一応は有罪判決で6年という懲役が下されました。

司会者

ありがとうございます。では、2番さん、よろしくお願ひいたします。

2番

同じです。

司会者

同じですかね。特に付け加えることはよろしいですかね。ありがとうございます。では、3番さん、よろしくお願いいたします。

3番

私が担当したのは、暴力団が一般市民の経営する会社の民家で6発発砲したという事件です。ところが、この暴力団はもう収監中であって、そこでこの事件を、前後してやった事件ということでありました。結果、5年という判決を出しました。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがですか。

4番

3番の方と同じです。

司会者

特に付け加えることはありませんか。

4番

ございません。

司会者

ちょっと今、話が出ましたように、暴力団が裁判を受けているわけなんですけど、どうも収監中という話がありましたけれども、既に別の事件で裁判を受けて、今、服役中といたしますか、そういう事件ということで、ちょっと変わった経緯のある事件ということでありました。では、5番さん、よろしくお願いいたします。

5番

私が担当させていただいた事件ですけれども、一昨年9月頃にあった事件ですけれども、60代半ばぐらいの被告人が高齢の実母に対してつえを使って暴行をしてしまい、それによる出血性ショックで死亡させてしまったという事案でした。懲役8年という求刑がされたんですけれども、それに対して私どもの裁判員

裁判で懲役6年という実刑判決で確定しました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、今、皆様方から御自分が担当された事件の紹介がございましたけれども、聞いていただいて分かりますように、全員、有罪判決ということになります。1番さんと2番さんの事件につきましては、被告人は無罪という、そういう主張をしていた、自分は強盗には関係していないと、そういう主張をしていたという話ではありますけれども、最終的には裁判所の方は有罪であるという、そういう判決をしたということになりますので、今、被告人にどういう刑を科すかという、そのところがいろいろ皆様方、悩まれて、大分議論もされたというふうに思っております。そこで、今、裁判所におきましても、最近、量刑に関する最高裁判所の判決なんかも出ておりまして、いろいろ量刑評議をどうするか、量刑の評議、話し合いをどうするかということについていろいろ議論を深めているところでございます。まず、最近の最高裁の判決によりますと、被告人自身の性格や性質とかそういうものではなくて、被告人のやった行為がどこまで悪いのかということを中心に刑を決めましょうという、そういうことが最高裁判所でいわれております。また、過去の量刑の傾向を知った上でしっかり刑を考えましょうと、そういうこともいわれています。また、裁判官もこの点に関してしっかり説明をしましょうと、そういうことも言っているわけなんですけれども、そういう形で被告人の刑を、今言った、行為責任というふうにいうんですけれども、そういうルールに則った形で決めて行こうと、そういう形で評議の方を進めていこうというふうに考えております。まず、恐らく裁判官の方で、量刑評議をする前に今の点の説明をしっかりしていたかと思えますけれども、この点の説明なんです、皆様方、裁判官の方も時間の制約がありますので、どこまで丁寧に説明ができるかどうか分からないんですけれども、こちらの方の刑を決めるに当たってのルールといいますか、やった行為を罰するんだという、こちらの方の説明、こちらの方につきましては、皆様方、御理解の方はできました

でしょうか。この点はいかがでしょうか。1番さん、その点は、量刑の始まる前に、今言った説明を裁判官がしたかと思えますけれども、御理解の方は。

1番

はい。それは、はっきり理解することができました。

司会者

大丈夫ですか。ありがとうございます。ほかの皆様方、いかがでしょうか。ちょっと分かりにくかったとか、そんなようなお考え、感想をお持ちの方がいらっしやいましたら、本当にどうぞ御意見の方をと思っておりますけれども。あるいは、何かもう少しこのところをもうちょっと付け加えてくれればなど、そのような思いがもしありましたら、ぜひとも教えていただければと思っておりますが。

2番さん、どうでしょうか。何か覚えているのは。

2番

私たちが担当しました事件に関しては、ちゃんと説明をいただいて、いろいろなことをやったとしても、この事件だけを見るんだということで、初めにちゃんと言われているので、いろいろ統計的なものとかを見せていただいて、こういうものなんだということで納得して決めました。特別分かりづらいところとかはなかったですね。

司会者

ありがとうございます。ほかの皆様方はどうでしょうか。3番さんは、この点、何か気になったことはございますか。

3番

今の量刑の点は、過去の判例というか事例をいろいろ説明していただきましたので、それに則って進めることができたと思います。ただ、全然、別なんですけれども、13日に来て14日に、裁判員裁判というのは本当に、自分は何を基準にどう判断していったらいいのかっていうのが、気持ちの上での整理が、いきなり今日の明日、そんな簡単に裁判員ってみんなやっついていいものなのかしらねって

いうのは、ちょっと疑問に感じております。

司会者

それは、裁判所にお越しになられて、もうその日、あるいは翌日ぐらいから、もう裁判が始まってということですか。

3番

そういうことですね。事前にオリエンテーションというか、そういうのがあることはあるんですけども、そんなもんで裁判員をやっていいのかしらっていうのは、私は率直に感じています。

司会者

特に量刑のデータの方の話もございますけれども、その前に、やった行為が悪いから被告人を処罰する、そちらの方の説明も特に問題なく理解はできたということでもよろしかったですかね。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。同じ事件ということでしたかね。

4番

私も、量刑関係とか、事前にいろいろな裁判の関係の説明とかそういうのは、裁判官の方がコンピュータを使ってちゃんとスクリーンに出してあって、文字も非常に大きな文字で説明していただきました。私なんかは、会社なんかの資料を見ると、同じ会議でも、小さくて見えなくて、何やっているんだというようなのが民間の会社のやり方なんですけれども、文字の大きさも大きいし、その事項に関しても、白板を使っていただいて、ホワイトボードでその都度説明をしていただくと、非常に分かりやすく、そういう心配というか、本当の法律用語とかそういうのが出てきても、細かく説明いただいたので、非常に考えられてやってくれ

ているなど、何も心配がないなどか、下手に構える必要もないんじゃないかなと  
いうことで、割合と楽に聞けたというのが本音のところですね。構える必要も、  
事前に勉強する必要もないですよというのが、私の意見です。

司会者

どうもありがとうございます。文字が大分大きくスクリーンに出たということ  
ですかね。結構、評議室は若干広いかもしれませんが、後ろの方でも十分見られ  
るような、そのようなことですか。よかったです。分かりました。では、5番さ  
ん、いかがでしょうか。

5番

私も評議については、過去の判例に則り刑を決めるという点では問題なく、一  
応、過去のもの、凶器を使っての殺人が起きたやつとか、ありなしでは量刑が違  
うという点ですとか、そういう点を基準に考えることができたという点では参考  
になりました。そういうものがないと、やっぱり何を基準に刑を決めていいのか、  
過去の例があったからこそ、私自身も基準となる部分が見えてきましたので、そ  
れは大変分かりやすかったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。今、皆様方の方から、過去の量刑の傾向という  
のを裁判官、恐らく若い裁判官だと思いますけれども、パソコンを使ってモニタ  
ー、スクリーンの方に映して、グラフなんかを示して、そういう形で我々が最高  
裁判所から供給された量刑のグラフといいますか、データベースを基に議論を進  
めているところでありますけれども、そちらの方につきまして、今、少し字が大  
きくて見やすかったとか、そういうふうな話もございましたけれども、これにつ  
きまして、本当に非常に短い時間ではありますけれども、過去の同じような例に  
つきまして大まかな量刑の傾向を把握していただくためにはどうすればいいかと  
いうことを、我々裁判官の方で日頃からいろいろ考えているところでございます。  
皆様方の御意見をまた承りますけれども、量刑のデータの示し方、あるいはそれ



に伴う見せ方といいますか、何かそれにつきまして分かりやすかった点、あるいは、もう少しこのところを工夫してほしかったとか、そんなような御指摘がございましたら、意見の方を承りたいと思っておりますけれども、量刑のグラフの示し方、データの示し方で何か気になったことはございますでしょうか。いつも1番さんからというのも何かちょっと恐縮ですが、この点いかがでしょうか。

1番

その点は理解することはできました。ただ、ちょっと質問の意図と違った答えになるかと思うんですけれども、私が携わった裁判では、弁護士さんと検察さんとのやりとりっていうのが少なく、弁護士さんが果たして、被告本人は無罪を主張しているので、もちろん弁護士も無罪を主張してくれたんだと思うんですけれども、余りに弁護をしているっていうのが酌み取れなかったんですよ。だから、検察さんはお若い方なんで、これはこうなんだっていうのは指摘していましたが、弁護士のほうが、どうも余り被告に対して真剣に弁護してくださっているふうなのは感じられなかったんですよ。罪を犯したのは被告本人ですけれども、だから、被告人の生活状態や何かっていうのをもうちょっと事細かに弁護士の方は調べて、こういうところで、こういうのでっていう具合に持っていてくれてもよかったんじゃないかなと、私は感じております。

司会者

今の点、後でまたそこは、皆様方の御意見をちょっとお伺いしようと思います。なかなか弁護人からすればシリアスな問題かもしれませんが、後でまた少しそのところを、お話の方をお伺いしようと思います。ありがとうございました。では、2番さん、量刑のグラフとかデータ、確か量刑の棒グラフとか、あるいは量刑のデータなんかを評議の時に裁判官から見せてもらったと思いますけれども、そちらの方の何か示し方とか、あるいは説明の仕方なんかで、良かった点、あるいはもっと工夫すべき点が、もし気になるところがありましたら教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

2番

先ほど4番の方がおっしゃったように、本当に大変見やすく、私たち素人に、久しぶりにあんなグラフなんて見たりして、分かりやすく理解はしやすかったように思います。

司会者

ありがとうございます。棒グラフもありますが、細かいデータなんかも御覧になりましたかね。

2番

はい。

司会者

そちらの方は、字が小さいとか、そんなことはなかったですか。

2番

そういうのはないです。はい。

司会者

どうもありがとうございます。ほかの皆様方、量刑のグラフ、あるいはデータですけれども、そちらの方の裁判官の示し方、あるいは説明の仕方で、また御意見の方をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。3番さん、順番で申しわけございませんが、いかがでしょうか。

3番

皆さんが話しているように、非常に分かりやすかったですね。変な質問なんですけれども、逆に、あれは個人的につくった資料なんですか。それとも、この裁判所としてつくったものなんですか。そういうのは、私は何か裁判官が個人的につくったようなデータなのかなというふうにちょっと思えたんですけれども、この辺はとにかく分かりませんけれども。ここの裁判所として決まっているようなフォーマットでやられているのかな、どうかなっていうのがちょっと。

司会者

では、この点は、野口裁判長、よろしいですか。

裁判官

基となっておりますのは、最高裁判所の方が全国の裁判で、特に裁判員裁判が始まってからのものを全て統計をとって集計したものでございます。それは全国どこの裁判所も同じです。これは、検察官、弁護人も見られるようになっております。ただ、あそこで、その中からどのような条件でというようなことで条件を掛けましたよね。そういう条件の設定の仕方は、その裁判、大抵みんなでこういう先ほど5番さんがおっしゃっていたように、例えば凶器があるというふうな条件設定をしたらこうなりますねとか、ないというふうにしたらこうなりますねと、比較してみましようというふうな使い方は皆さんと一緒にいろいろ考えているというところですので、その条件の選び方とか、何種類かいろんなのを見ましたよね。そういうものが、分かりやすかったかどうかという御意見が伺えると、ありがたいなというふうに思います。

3番

分かりやすかったです。

司会者

なかなか裁判員の方々に量刑の傾向を把握していただくのが、本当にそれぞれ工夫しているところなんですけれども、どこまで皆様方に御理解をしていただけるか、ちょっと不安なところもございますので、また御意見の方がありましたらと思っております。では、先ほどちょっとグラフの方を大分お話しされましたが、改めて4番さん、いかがでしょうか。

4番

量刑関係のデータというのが、かなりの数を提示していただきまして、ただ提示して見てというだけじゃなくて、先ほど裁判官の方が言われたとおり、我々は発砲事件でしたので、その都度、例えば裁判官の方が、今回は私どもは6発ですよ、世の中では1発撃った、2発撃った、3発撃った、こういう事例がありま

すよ、これは死傷者が出ましたとか、亡くなった方がいますねとか、そういうことを補足的に説明していただいたので、非常に分かりやすかった。全国でこういう事件がこういうようになっています。今回、私たちが担当したのはこういうものです。比較対象にもなりましたし、目で見て分かる資料ということで、そこで解説があって、またそこで若い裁判官の方も補足的にちょっといろいろお話なんか伺えて、使い方としては非常にいいんじゃないかなと思いました。

司会者

示されたデータの数が多過ぎるとか、そういうことは特段なくて、適切な量だったと、そういうことですか。

4番

逆に、件数が、我々が使った6発というのがなくて、件数が少なかったんですけども、まだ今、構築中というようなコメントもいただいていたね。

司会者

全く同じ例というのは、絶対にありませんから、大まかなところを把握するというので、当然それに近いようなものも含めてお見せしているということで、かえって私たちは、多くお見せしすぎて混乱させているんじゃないかという、そういう不安も時々思うことがあるんですが、どうもありがとうございます。では、5番さん、今の点、いかがでしょうか。

5番

私も、そのグラフを見て初めて、実刑になる判例のものと執行猶予がつくものとのその境目というのが、大体懲役3年ぐらいが境目なのかなっていうのを初めて知りまして、懲役何年ってつくものっていうのは、これぐらいが目安なんだなっていうのを初めて知りました。懲役っていうのは、何でもつくものかと、その事件の内容によってつけられるものなのかなと思ったんですけども、やっぱり人を死亡させてしまった事件っていうのは、それなりにやっぱり罪が重くなるっていうのを初めて今回の裁判員裁判で身をもって経験しましたので、そこで重大

な事件なんだなっていうのを改めて思いました。

司会者

どうもありがとうございます。5番さんは、ほかの皆様方と違う部でやられたということで、何かグラフの文字が小さすぎたとか、そんなようなところはございませんでしたか。そこは大丈夫でしたか。

5番

そこは大丈夫です。

司会者

ありがとうございました。今、基本的に多くの皆様方からは、分かりやすかったという御意見の方を頂戴しているところではありますけれども、今後とも量刑のグラフの示し方なんかもいろいろ研究の方をしていこうと思っているところがあります。あと、実際にグラフを見ながら、グラフを御覧になっていただいて、被告人をどういう刑にするかということを考えていくことになるわけです。基本的には、やった行為の危険性とか、結果の重大性とか、あるいは犯罪を行う動機の悪質性なんかを中心に考えていくという形で評議の方を進めていくことになるわけなんですけれども、この点の評議の進め方につきまして、皆様方の御感想とございますか、例えば、先ほど1番さんからちょっと話があったかもしれませんが、こういう点をもっと検察官や弁護士さんに立証してほしかったとか、あるいは、こういう点が良かったとか、あるいは、裁判所の評議の進め方がこういう点が良かったとか、良くなかったとか、そのような御感想とかがありましたら、話の方をちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、この点、いかがでしょうか。もしございましたら、御発言の方よろしくお願ひしますが。しばらく1番さんから始まって、申しわけございませんけれども、1番さんの方で、実際の評議の進め方なんですけれども、ちょっとここが、こういうところがもっとあればよかったとか、そのようなお話はございますでしょうか。

1番

私が参加した裁判については、裁判長、それからお若い裁判官の方に、非常にフレンドリーに説明いただいたので、本当に進行がうまくいったと思っております。

司会者

あと、当事者の方の検察官や弁護人が今日は来ておりますけれども、当事者の方の訴訟活動といいますか、法廷での証人尋問とかのやり方、あるいは、それにつきまして、もう少しこのところがはっきり分かれば、もっと刑を決めやすかったとか、そのような点はございますでしょうか。

1 番

検察側はあくまで「こういう罪なんだよ。」っていうんで法廷にいましたけれども、弁護人は「こういうところだから、無罪なんだよ。」っていうのが、はっきりした根拠を示すっていう感じが受けられなかったんですよね。その辺がちょっと残念だなと思いましたがけれども。

司会者

それは、被告人に話を聞く際でもそういうふうな感じですか。

1 番

そうですね。

司会者

余り被告人に有利な事情っていうのが引き出されていなかったんですかね。

1 番

ええ。そんな感じですね。

司会者

分かりました。検察官の方はよくやっていたということですか。

1 番

はい。

司会者

ありがとうございます。では2番さん、今の質問、まず、裁判官の評議の進め方について、あるいは当事者の主張、立証といいますか、法廷での活動について、何かこういう点がよければというのがありましたらお願いします。

2番

評議の方も、私が担当した事件は殺人とかっていう深刻な事件ではなかったんですけども、雑談を交えながら、いろいろと何か教訓、今までの判例なども交えながら話をしている中で、やっぱり全員の意見みたいのを聞いているんですけども、ほかの意見を聞いてみると、自分もちょっとあれだったかなって考え直してみたり、やっぱりちょっと揺れ動くようなところはあったりもしました。でも、その中で私自身も、強盗傷害なんですけれども、強盗っていうと銀行強盗とかコンビニ強盗とか、そういう強盗をイメージしていたんですけども、今回ののは、恐喝とかかつあげのちょっとひどいタイプがもう強盗っていうことも、初めてこの事件になって知りました。多分、恐らく被告人自体もそんなに重いものだと思っていなかったんじゃないかなっていうところがあって、でも、やっぱり出てくる証人の皆さんが明らかに被告人に対して黒の証言しかしないわけで、だから弁護人の方もかばいようもなかったというか、本人は無罪を主張しているけれども、私たちが受けた、私が受けた印象としては、もう弁護人の人も、要するに、何とか軽く持っていく方向にっていうのだったのかな。もう無罪は無理だろうっていう感じだったんじゃないかなとは思いますが、その点で、弁護人の方も大変なんだなっていう印象は受けました。

司会者

後で、また弁護士さんからもコメントがあるかもしれませんが、どうもありがとうございました。では、3番さんは2番さんとまた違う事件ということもありますけれども、いかがですか。裁判官の評議の進め方、あるいは、当事者の主張につきまして、量刑の観点からこういう点がもっとあればとかがございましたらお願いいたします。

### 3番

裁判官の方は逆に、会議の進め方が、私、聞いていまして、非常にフランクっていいですかね。失礼ですけども、逆に、気分を楽にさせてもらって進めてもらって、非常にいいなど。突然、分からないで入ってきて、進めてくれますので、非常に勉強になりました。あと、私は、裁判の中でいいなと思ったのは、こんなこと言っているのかな。検察官の方の証拠を何か説明するやつありますよね。もうあれが、素人ですと、1回目は、聞いていても何かよく余り理解が進まなかったんですね。だから、もっとめり張りをつけてくれたらいいなと思って聞いていましたけれども、本当に聞きたい部分とそうでない部分とがいろいろあるんじゃないかなと思うので、あれですと、全部一言一句、全部読んでいるような気がしまして、ちょっともう少し進め方を何か、でも裁判っていうのは、やっぱり重さをつけなくちゃ駄目だから、あれが必要なのかなとか、変なふうを考えましたけれども、ちょっともう少し何とかならないのかなという感じはしました。

### 司会者

今の証拠の説明というと、野口さん、どこのシチュエーションかな。分かりますか。

### 裁判官

発砲事件だったものですから、発砲した弾丸の痕跡と発砲した拳銃の同一性みたいなのを立証する、犯人性の立証になるために、その同一性、どの弾がどこに飛んで、その破片がどれがどう一致したというようなことを、検察官の説明が、私が聞いていても「疲れた。」というぐらいあって、「もうやめて。」っていうふうになってしまった部分が、検察官もおやりになりながら「しまった。」と思われるなというのがとてもよく分かったんですけども、争っていませんでしたので、もうちょっと端的に結論を分かりやすく説明をしていただければ、きっとよかったのかなというところは、検察官、ちょっと反省かなというところは確かにありました。



## 司会者

そここのところに争いがあれば別ですけれども、争いがないのであれば、もっとそこはコンパクトに、まさしく3番さんがおっしゃったように、めり張りを付けてやるべきだったと、そういう御指摘ですかね。どうもありがとうございます。それでは、4番さん、同じ質問ですけれども、いかがでしょうか。当事者の主張、あるいは裁判官の評議の進め方で何か気になったことがありましたら。

## 4番

私の案件も、先ほど言ったとおり発砲事件だったんですが、既にもう別件で服役していますよ、刑務所で服役中の被告の方だったんですが、その方にプラス今回の発砲事件の判決を下すわけですよ。それに関して裁判官の方から、今回の事例というのは非常にいろんな考え方が、これこれこうでこうですよというのは、かなり詳しく説明していただいて、それで対応できた。本当に素人考えだと、「じゃ、もう一回やり直せば。」と、それで終わっちゃうんですけれども、それ言ったらもう終わりだと思うので。これこれこういうのでこうなりますよ、でもこういうことでこうやらなければいけないですよというのを丁寧に説明していただきまして、そういうものか。決められた法があるんだから、それに従う。当たり前だなということと理解して進めることができました。あと、先ほど言った検察官の方の、発砲事件だったので残留物とか弾痕の関係の、かなりちょっと難しかった、私どもも聞いていて、見ていて、付いていくのがやっとでした。逆に、素人考えで失礼ですが、テレビの見過ぎって言えばそれまでですけれども、科捜研の方で鑑定なりしたから、科捜研のその専門家の方がビデオか何かで、これこれこうで間違いございませんと言っていた方が、プロのプロが言えばもう、素人考えであれですけれども、非常に説明が丁寧なんですけど、見ていて、検察官の女性の方がちょっと気の毒になっちゃうような感じだったんで、まして時間も決められた時間内ということとやるのは、あれはちょっと無理があるな、厳しいんじゃないかなという部分も一応ありましたね。

司会者

ありがとうございます。今、科捜研の方のビデオという話もありまして、実際に証人として来ていただいて御説明をしていただくということも、場合によっては、事件によってはあるかもしれませんが。ありがとうございました。では、5番さん、いかがでしょうか。裁判所の評議の仕方、あるいは当事者の主張の立証について、何かコメントがありましたらお願いいたします。

5番

検察官の方の冒頭陳述、こちらはすごく分かりやすく、本当に事細かく調べられているのもよく分かったんですけれども、弁護人の方の冒頭陳述との、検察官の方と弁護人の冒頭陳述をやられた方の差がちょっとあったような気がしまして、検察官の方の方がすごく分かりやすく練られていたので、どちらかというところ、弁護士さんの方が不利な状態だったのかなという点と、あと、被告人の反省している点ですとか、そういう点でもうちょっと弁護があった方がよかったような気がしました。

司会者

ありがとうございます。発砲事件の方では、検察官の方の立証の方で、ちょっと詳しくよく分かりにくいところがあったという話もございましたけれども、5番さんの事件の方では特に検察官の方の立証で、ちょっとよく分かりにくいとか、そういう点はございましたか。特段なかったですかね。そうすると、やっぱり今ちょっと話がありましたが、弁護士さんの方でもう少し被告人の反省状況とか、そういうことを引き出してくればなという、そういうところをお感じになったということですかね。ありがとうございます。今まで評議について、少し量刑評議についてお話をさせていただきました、また当事者の方の主張、立証に関しても話が及びましたけれども、何か今までの関係で検察官と弁護人の方からコメントの方をいただければと思いますけれども、まず、検察官の方はいかがでしょうか。

検察官

今、3番さんの方から御指摘いただいた、証拠の説明が長過ぎるというところについては、改めて中で検討させていただきたいと考えております。私自身としても長過ぎるんじゃないかと思うような事件は多々目にしております。私自身も長い方、そういったこともありますので、ちゃんと検討して、特に鑑定などが入っていると、その専門用語とかもそのままどういうふうに伝えるのか、専門用語が出てきた時に、我々が勝手に言葉を変えると意味が変わってしまうというような恐れもありますので、その辺のところをどう減らしていくかというところの議論をやらせていただければというふうに考えているところです。

司会者

では、弁護士さん、いかがでしょうか。

弁護士

立証の面については、より良い立証をしなければいけないということをいつも考えています。他方で、反省していることを表すために、どうしてもいい情状も余り自信満々に出せないという事情もあるにはあるんですが、ただ、それでは分かりにくいということも重々承知してしまして、今回の御意見を伺えて、その辺の認識は新たにさせていただきました。もし、伺ってもよろしければ、冒頭陳述とか弁論ではなくて証拠調べの段階、反省文とか、あるいは写真とかいろんなものを出すと思うんですけども、その手続において、弁護側の方で、例えばパワーポイント、スライドとか、あるいはホワイトボードとか、何か見やすいようにする工夫がされたかどうかと、されていた場合には、それによって多少は理解が高まったかどうかという辺りを伺えればと思うんですが、よろしいでしょうか。

司会者

今、弁護士さんの方からの質問、皆様方にこの場を借りての御質問ということで、機会がないのでということでしょうけれども、今、弁護士さんがおっしゃったように、証拠をホワイトボードを使うとか、あるいは書画カメラに映すという

のもあるんですかね。あと、パワーポイント、そういう形で弁護士さんの主張とか、これは冒頭陳述とか弁論も含むということですか。

弁護士

それでは、使うのが一般的なので。

司会者

証拠調べということですかね。はい。具体的に証拠調べの際に、弁護士さんの方から今、言った形で書画カメラだとかホワイトボードとか、そういうのを実際にお使いになったというのを皆様方は御経験されましたか。

1 番

特に私たちにはなかったですね。それで、弁護士の陳述も、要するに、具体的に例えば、何々でっていうのはなくて、例えば、ペンチ状のもの、サンダルみたいなものって、はっきり否定はしていないんですね。でも検察の方は、その辺をあれしまして。検察が、かなりいい案をレジュメ的に、順序立てて表をつくってくださったんですよ。ですから、事件の概要を追っていくっていうと、証人とも合致する点や何かっていうのは、はっきりつかめるんですけども、弁護人さんは、「のようなもの」っていう表現が多かったような気がしますけれども。

司会者

はっきりしない、そうしますとやっぱり分かりにくいんですね。曖昧になっちゃんですかね。

1 番

そうですね。はい。

司会者

なるほど。3番さんや4番さんの事件では、今、言った形で弁護士さんの方でそういう書画カメラとか、パワーポイント、そういうのを使ったようなことはございましたか。特段なかったですか。

4 番

何かありましたよね。組関係の絶縁状か何かがありますだとか、映していただいたんですが、その持つ意味合いっていうのが我々分からなくて、出されても、「ああ、そうですか。」っていう感じ、ちょっとほど遠い世界の話だったので、出していただいたんですけども、その意味合いというものはちょっと理解できなかったかなというのはありましたね。確かにそういうものが存在しているというのは、でっかい画面で見せていただいたんで、分かりましたけれどもね。ちょっと世界が違うんで、普通のものとは違うんで、見たんですけども、意味合いというものが理解がよく分からなかったということでした。

司会者

なるほど。せつかく示しても、意味合いが分からなければ確かに心に、なかなか心証に反映されないかもしれませんね。

裁判官

組を抜けましたという証拠みたいなものだったんですよね。なかなか、書かれている意味とそのものの内容は分かるけれども、それが売買契約書であれば世の中にどういう価値があるかが分かるんですけれども、世の中の暴力団の中でこれがどう流通するべきものなのかがなかなか御理解いただけないかなという、そういう。

司会者

刑を決めるに当たって、刑を、当然、弁護人ですから、刑を軽く数字を落とし出していると思うんですけれども、どこまで軽くなるのかっていう、そのところもちょっと分かりにくかったですかね。そうしますと。

裁判官

暴力団をやめるかやめないかという話だということは御理解をいただいて、本人がそれについてどう供述しているかということの方がむしろ、そういう形なので、その出した意味合いが、余り影響なかったということですかね。

司会者

5番さんは、今、言った、弁護士さんが書画カメラを使ったというケースはございましたかね。嘆願書とか、あちら辺なんかが出たですかね。

5番

はい。嘆願書は。

司会者

あれも一応、書画カメラか何かで映しましたかね。あれも、嘆願書とか、そういうのも時々書画カメラで映ることもあるんですが、あれがなぜ刑を軽くする事情になるかというところが、なかなか裁判員はまだ理解できない場合もあるかもしれませんね。ということですのでけれども、弁護士さん、いかがですか。よろしいでしょうかね。あと、評議につきましては、裁判官が後ほどまとめてコメントいただけますか。

裁判官

なるべく分かりやすい評議と、何を議論すべきかのテーマを決めて、活発な意見交換ができればいいなというふうについていつも思っているところで、ちょっと褒めていただいたかなと思って、今後、ますます反省点をいっぱい反省して、重い気持ちでなく参加していただけるような評議をまた研究したいと思います。

司会者

なかなかフレンドリーにやっていると、そういうコメントもいただいたということで、事件がやっぱり特に重い場合なんかは、皆様方の意見がなかなか出にくくなっちゃいますから、できるだけフレンドリーな形で雰囲気をつくろうということは努力しておりますけれども、なかなかうまくいくかどうかは分かりませんが、そういう形で、私も含めまして、今後、評議の関係はいろいろ考えていこうと思っております。それで、あと、結構、大分話が出ているところなんです、検察官と弁護人の訴訟活動につきまして、大分話が既に出ているところであり、冒頭陳述というのが最初に行われるわけなんですけれども、検察官と弁護人が大体事件の全体像、この事件はどういう事件かということをお客様方にアピール

をいたします。それにつきまして、先ほど5番さんの方から検察官の方の冒頭陳述がよく分かりやすかったけれども、弁護人の方はちょっとという、そんなようなお話がございました。この点に関しては、裁判が始まるスタートラインですので、それぞれ検察官、弁護人もいろいろ工夫をされているかと思うんですけれども、この点に関して、皆様方の御感想とか、あるいは御意見、御指摘の方をいただければと思います。1番さんの事件では、最初に検察官、弁護人が冒頭陳述ということで、事件の全体像をお示したかと思うんですけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

1番

マイクを使っていたんですけれども、ちょっと声の通りが悪かったように思いましたけれども。

司会者

どちらの方がですか。両方ともですか。

1番

両方とも。

司会者

そうですか。別にマイクが故障したわけではないですよ。そうですか。分かりました。中身についてはいかがですか。

1番

ですから、先ほども申しましたけれども、検察側の方は本当に順序立てて、ここでこうで、ここでこうでっていう具合にうまく図示的に示してくれて、書類をいただいたので、本当に分かりやすかったと思っています。

司会者

ありがとうございます。2番さんはいかがでしょうか。冒頭陳述の関係ですけれども、いかがでしょうか。

2番

この事件が、登場人物がとにかく多くて、人物の名前を聞くだけでは全然分からないんですけども、裁判官の方がお願いして、検察官の方が用意していただいた人物相関図、それがすごい役に立ちまして、毎回、毎回、それを見ながら自分で追っていく感じで、それはすごく役に立ちました。頭の中で、誰と誰とって、自分で整理していくのが本当に私たちも忙しいようなので、いろいろ証拠といっても今回の場合は、弁護人の方の冒頭陳述は、確かに弱いと言えば弱いんですよ。やっぱりね。何とも言えないですけども、それだけちょっとばかり、先ほども言ったようにやっぱり厳しかったのかなというのがありますし、証人に関しても、弁護人側の証人の方も、ああいうタイプではなくて、例えば、子供のことを面倒を見ているという被告人の意見を聞いて、子供関係で何か言ってくれるような人を連れてくればもうちょっとよかったのかなとかって思うんですけども、それでないとちょっと何かやっぱり何とも。はい。

司会者

弁護士さんの方で連れてくる証人がもう少し違う人の方が。

2番

何かそういう子じゃなくて、例えば、子供がいらっしゃるんだったら、その子供のこともよく面倒を見ていたっていうんだったら、その子供の何か行っている習い事関係の保護者の方の何かつながっている方とか、そういう人でも連れてきた方が、まだ心証はよかったんじゃないかなっていう感じはあるんですけども、それも難しかったのかもしれないけれどもね。はい。

司会者

では、先ほど弁護士と検察官の冒頭陳述について、どのような印象、感想を持たれたか、恐らく検察官、弁護人、そののところ、大変興味があるかと思うので、皆様方にお伺いしているところでありますけれども、それでは、3番さんの事件の方の冒頭陳述、こちらの方はどのような感じを持たれましたか。

3番



検察官の方は、私も事前に聞いていたのは、求刑を確か6年でいただいたと思っただけですが、それははっきりよく聞き取れていました。弁護側の方も、要は、もう少し減刑してほしいというふうな話だったので、それもよく分かって、事件が事件だけに、余り強いインパクトは、私は受けていませんでした。

司会者

法廷が始まってすぐ、今のは多分最終日か判決だと思っただけですけども、一番最初の初日に検察官と弁護人が事件のあらましについていうのをお互いに言ったと思うので、そちらの方はいかがだったのでしょうか。

3番

理解はできました。

司会者

余りインパクトはなさそうな感じですか。

3番

要は、初めてだったので、ああいう場に出たのも。だから、どんな雰囲気でもんなあれなのかなってというのが、期待を持っては聞いていたんですけども、そういう意味では、もう事件のあれを両方、検察官も弁護側も、もうある程度のところはお互いに分かっていたような事件だったのかなというふうに理解していますね。

司会者

あと、私たちは、これまでの経験上、裁判員の皆様方が一番緊張されるのは、まさしく法廷が始まった直後といたしますか、そういうふうに理解しているんですけども、やっぱりかなりの緊張があって、よく検察官や弁護士さんの言っていることが頭に入らなかったとか、そういうような御事情はありましたか。

3番

それは、私自身が緊張してしまっていて、極度に私の方が緊張してしまっていたので。

司会者

何か裁判官の方で、もう少しそのところを配慮して、緊張を和らげるような、なかなか実際は難しいかもしれませんが、そんなような御要望とかはございますか。

3番

いいえ。ですから、もう裁判官の方は、要するに普通に入れるような雰囲気をつくってくれていたんですけれども、裁判の場所が場所だけに、入るの初めてなんで、緊張して私はいました。

司会者

ありがとうございます。では、4番さんはいかがでしょう。冒頭陳述のところにはなりますけれども、何か検察官、弁護人の方の御感想がありましたら、お願いいたします。

4番

冒頭陳述の関係なんですけど、今まさに言われたとおり、初めて裁判所に来て選任されてスタートした時点で、入ってきました、法廷初めてです、被告席には被告の方もいらっしゃいまして、ましてその方が今、服役中で、人の人命に関わるような事件に携わったことも、その時、聞いていて、緊張の度合いというのは、もう半端じゃないですね。裁判官の方がいる時、事前にいろいろ、「飲み物もありがとうございます。お菓子なんかもどうぞ。」とほぐしていただいているんですが、こっちはこういう感じでもう真っ白というか、裁判ということなんだから、検察官の方、弁護人の言うこともメモしなきゃいけないのかな。そんなことを考えていると、もう何も手につかないような状態で、いいや、聞くだけ聞こう、メモなんかこっちに置いておいてというような、そんな状況ですね。なんせ、緊張というか、朝、起きた時から、「今日、裁判か。」っていう感じで伝わってきていますので、本当に最初、朝、裁判所に着いた時から、開廷の最初の午前中ぐらいまでは、真っ白っていうのが本当だと思いますね。何が何だか分からないんじゃないかと。お昼食べて、やっと落ち着いた頃、我に返るとというのが普通の人の一般的な姿じ

やないかなというのが本音だと思います。申しわけないですが。

司会者

いいえ。そのところは私どもも分かっているんですけども、なかなかどのようにして緊張をほぐすかというところが難しく、本当に考えているところでもあるんですけども、ありがとうございます。

何かこういう点をもっと配慮してほしかったとか、そんなようなところはございますか。裁判所の方で。

4番

私の関係は、特殊な暴力団の方がいるので、そういう方たちを、目の前にいたと思いましたので、そういう関係を、事前説明とか、よく事前のパンフレットなんかを見ると、一切そういうことは気にしないでください、法律であなた方は守られておりますから一切問題ないですよというのは書いてあるんですが、そういうのがやっぱり素人考えで、不安になる材料の一つだと思いますね。

司会者

確かに3番さん、4番さんには、まさしくそういう関係のちょっと特殊なところがある事件ということですよ。ありがとうございます。では、5番さん、いかがでしょうか。冒頭陳述について検察官、弁護人の方の活動について、何かコメントございましたらお願いいたします。

5番

特に、検察官の方から話を最初に事件の内容を冒頭陳述で聞かせてもらって、すんなり納得して入ってはいましたので、特に問題なかったですね。弁護人の方も、若干弁護をする側もちょっと弱かったような気はしましたけれども、冒頭陳述自体はちゃんとありましたし、特に違和感はなくすんなり入っていけました。最初のうちに裁判所の中へ入って、上から見下ろすような形だったものですから、やっぱり緊張はしましたけれども、徐々に内容は理解して読めましたので、二日目、三日目というところ、日がたつにつれて、やっぱり慣れてくるんですけど

も、すんなり自然に入っていたかなという気持ちは持っています。

司会者

特に、今日いらしている皆様方の中で、5番さんの事件だけが人命が奪われた事件ということで、暴力団とかそういう事件ではないんですけども、人が死んでいるという、そういう事件ということですが、最初、嫌な気持ちとか、やっぱりございましたかね。

5番

そうですね。殺人事件という形だったものですから、何かぎょつとはいたしましたし、遺体の写真もちょっと部分的にでしたけれども見せていただいて、目をちょっと覆いたくなるような感じも、きっと本当に個人差がやっぱりあります。そんな強烈に後々に残るような感じではなく私は見られましたので、その点は特に問題はなかったですね。

司会者

それでは、証拠調べに関しては、今までもかなり話が出ていますので、場合によっては検察官、弁護人さんの方から御質問があるかもしれませんが、では、検察官と弁護人が、法廷が終わる一番最後に論告と弁論ということで、ファイナルスピーチといいますけれども、最終的な意見を述べる、そういうことになるわけでありまして。それについて、ある意味では検察官と弁護人の晴れ舞台という意味合いがあるのかもしれませんが。これまでの最終的な意見陳述ということで、そういう形で晴れ舞台ということで、恐らく検察官、弁護人、そこの出来、不出来は非常に気にされるかと思えますけれども、その点について、皆様方の受けた感想と伺いますか。結構今までも大分話が出ているような感じがいたしますけれども、まとめという意味もございまして、ひとつよろしく願いいたします。では、1番さんの方から、初めで本当に申しわけございませんけれども、検察官の最後の論告、弁論はいかがだったでしょうか。

1番

もういろんなあれが全て出切って、判決下す前の直前のあれですから、もうちょっとやりとりが、テレビのドラマみたいに派手にやり合うのかなというよりも、そういう緊迫感というのは余り感じられなかったんですよね。むしろ、私は、その以前の段階で量刑を決める時の方が、裁判員裁判に加わって良い経験をしたなっていう感じが強かったですね。だから、判決の日は、何か、いともあっさりと終わってしまったなという感じですけども。

司会者

もう少し検察官、弁護人がけんけんがくがくといいですか、対立し合うというか、そのような印象をお持ちということで、何かあそこは特にお互い、けんかもせずにとということで、ちょっと意外に思ったというようなところですかね。

1 番

そうですね。

司会者

特に論告と弁論の中身につきましては、御感想というか、そこら辺のところは、分かりやすかったことは分かりやすかったですか。

1 番

分かりやすいことは、分かりやすかったです。ただ、関係者が複数だったものですから、その中の関係者も、要するに証人に立った方が服役している方だとか、だから、違うので裁判を受ける状態にあるとかっていうので、何かごちゃごちゃしている裁判だったと思いますね。

司会者

非常に関係者が多い事件だったみたいですね。私もちょっと判決文を読ませていただきましたけれども、だから、そういうのはうまく整理してやらないと、聞いても分からないというところが出てくるかもしれませんね。ありがとうございます。では、2番さん、いかがでしょうか。論告、弁論についての御感想を。

2 番

特に、淡々と聞いていた感じですがけれども、私もテレビの見過ぎなんだろうけれども、もっと白熱したものとか、そういうイメージばかりなんですからけれども、でもこういうものなんだという感じが。でも、分かりやすかったです。検察官も分かりやすかったですし、ただ、弁護士、本人はあくまでもやっていないって言っていて、無罪を主張していたので、結局、その下の男の子たちがやったみたいな方に持っていくっていうのが多分弁護士さんのだったので、その辺、難しいですけれども、そういう面ではああいう言い方しかできなかったんだろうなっていう感じがします。

司会者

どうもありがとうございます。では、3番さんの方の論告、弁論の方はいかがだったでしょうか。

3番

私の方も何人か、別に検察官、弁護人というところで、声を荒げることもない、普通な状態で聞けましたので、検察側は6年、弁護側はそれに対して、もう少し被告人が前後したあれでもあったので、何とかその辺をっていうことで、私は分かりやすく聞いていました。

司会者

弁護士さんの方も分かりやすかったっていうようなお話ですかね。

3番

はい。

司会者

3番さんと4番さんの事件は、ちょっと特殊なところがありまして、前に別の事件で裁判を受けて今、服役しているという、そういう状況があって、その点が今回の件にどう影響を及ぼすかっていう非常に難しい問題があるようなんですけれども、そちらの方についての検察官や弁護士さんの説明の方はいかがだったでしょうか。

3番

両者とも、その辺は説明してはいるんですが、ただ、肝心の私らがそれをどのように捉えるべきかというのが、聞いている時は、正直言いまして、受けとめられなかったですね。終わってから、裁判官の方がいろいろ説明してくれて、それで、分かったと。ですから、基本的には、私は事件は起こしたんですから、別にそれで減刑する必要もないんじゃないかなっていうふうには受け取っていません。

司会者

そこのところは、やはり、法廷が終わって、裁判官の説明を聞いてから理解したというようなことですかね。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。では、4番さん、いかがでしょうか。同じ事件だと思いますけれども、論告、弁論についてですが。

4番

先ほどのお話、3番の方が言ったように、本人がもうやりましたっていうふう一致している事件でありましたので、その辺は分かりやすかったんですが、検察官の方が、本人の意思なのか、何か外部の指示があったんじゃないとか、そういう点もあったので、ちょっと難しかったかな。でも、本人は、「自分が個人的にやった。」ってもう言い切っちゃっているんで、最終的には、本人の反省文とか、そういうのも出てきて、あくまでも事実に基づいて裁判というのは行われるものですよ、公正公平にということ、もうそここのところ、ある程度まとまったというか、そこで、もうある程度型が決まっているというか、それ以上のことはなかったのかなというのもあったんですが、それはストレス告知だというのが、個人的な感覚はありました。あくまでも事実はこちらだと、そこでもう決めなきゃいけないんだよと。あと、先ほど言った、前の事件があっても、そこから服

役中で云々というのは、いろんなお話が法廷ではあったんですが、先ほども言ったとおり、裁判官の方が評議室に戻って、白板に絵を描いてくれて、これこれこうでこうでって言って理解できたのが本当のところでしたね。

司会者

なかなか法廷で検察官と弁護人の話を聞いただけでは、ちょっと理解は難しかったということですね。

4番

厳しかったですね。はい。

司会者

先ほどちょっとお話がございまして、被告人は、暴力団という人ですが、自分が個人的にやったというようなことを言っていて、検察官の方はそうじゃないんじゃないかと、別の組織の力が働いたんじゃないかって、そんなようなことをつという話があったんですかね。そこはちょっと検察官の言っていることが分かりにくかったっていうところですか。

4番

そうですね。それに伴う事実とか、確定したものというのは出てこなかった。

司会者

なるほど。はい、分かりました。ありがとうございます。では、5番さん、検察官と論告、弁論の方は、御感想の方はいかがだったでしょうか。

5番

検察官の方がおっしゃられたことと、特に私は違和感なく聞いていたんですけれども、もう少し弁護士の方の方が被告人の方寄りに自分の兄弟のこととか、そういう部分でも被告人の方を弁護してあげるべきというのと、あと、本人の反省の度合いをもうちょっと主張していただければ、少しこちらにも響いてきたかなというのはあるんですけれども、余りそういう部分ではなく、どちらかというと検察官寄りな口調というか、そういうニュアンス的にそう感じられる部



分もあったものですから、弁護士の方が弁護しているのがちょっと弱かったんで、検察官の方の方が言われることが正当に聞こえてくるような感じに受けとめられちゃった部分はありましたね。

司会者

ありがとうございました。論告と弁論につきまして、皆様方から貴重な御意見の方を承りました。冒頭陳述も含めてなんですが、検察官と弁護人の方から何かコメントの方をいただければと思いますけれども、では検察官、いかがでしょうか。

検察官

冒頭陳述の方で、声の通りが悪かったという話が出ていたんですけれども、それは気を付けたいと思います。一つ言い訳をさせていただくと、私、背が高いんです。実はマイクが遠いなと思いながらしゃべっているんですけれども、ちょっと工夫しながらしゃべりたいと思います。冒頭陳述なんかについても、1番さんと2番さんがやられた事件は私がやらせていただいたんですけれども、かなりちょっと長かったかなというふうには思っていました。論告の方も、言い過ぎないようにいろいろ考えながらやっているんで、論告も分かりやすいように、ちゃんと資料ができるように努めていきたいと考えております。

司会者

では、弁護士さん、お願いします。

弁護士

貴重な御意見ありがとうございます。冒頭陳述のお話について、皆さん、すごく緊張して「午前中にあつた頭の話は・・・」ということをおっしゃっていただいて、我々もそれを理屈の上では理解しているつもりで、なるべく頭が真っ白で緊張している状態の人に理解させようという、理屈だけは分かっているんですが、このように経験された方に改めて意見として伺うと非常に参考になりました。どうもありがとうございました。

司会者

では、野口裁判長から、冒頭陳述や論告について、コメントがありましたら。

裁判官

法廷に入る前に、皆さんの緊張とか硬いのが非常に分かるんですけども、努力します。あと、本当に今、先生がおっしゃられたように、皆さんの気持ちを本当に今日おっしゃっていただくと、分かってはいるつもりでも、やっぱりもう一度どういうふうに休憩をとるかとか、そういうタイミングも検討の余地があるかなというふうに思いましたので、貴重な意見をありがとうございます。あと、暴力団関係についても、またいろんな皆様の不安とかがあるということもすごくよく分かりましたので、いろんな意味で、もっと合間、合間にいろんな話ができるようにしたいなというふうに思っております。

司会者

それでは、時間の方は4時半になりましたので、マスコミの皆様方の方から御質問があれば承りたいと思っておりますけれども、これは、所属のマスコミの名前もおっしゃっていただいて。では、御質問がありましたらどうぞお願いいたします。

読売新聞

読売新聞の方から、裁判員を経験された皆様に二つ御質問したいと思います。

まず、1点目なんですけれども、先日、裁判員裁判の死刑判決が上級裁判所に行った時に破棄される事例というのが、何件か相次いだかと思えます。自分がその裁判員裁判の審理に参加していたとしたら、そうした上級の裁判所に行って自分が審理した判決が変わってしまったということについて、どのように受けとめられますでしょうか。

司会者

皆様方も新聞報道で御承知のように、最近、一審の裁判員裁判で死刑判決を下した例というのが、高等裁判所でひっくり返りまして無期懲役辺りになって、そ

れが最高裁判所でもそのまま維持され、あるいは、逆に高等裁判所でもう死刑が維持されたのが、最高裁判所でそれがひっくり返る、そのような例が報道されたような感じもいたしますし、また、死刑までにはいかなくても、裁判員裁判の事件が高等裁判所で破棄といいますか、ひっくり返る、そのような事例が報道されたような感じがいたします。皆様方も、それにつきましては、例えば、つい最近出た新聞の声欄なんかでも、それを批判するような投書もあったような気がいたします。いろいろな議論があるかと思えます。皆様方から、今、言った点に対する御質問ということになります。ただ、皆様方が今回された事件に関しては、少なくとも高裁で破棄されたことはないようですし、なかなか具体的な事件に即してというお答えは難しいかもしれません。本当に一般論としての御感想ということになるかと思えますけれども、それにつきまして何か、皆様方の方で仮に今、言ったような事例が起きた場合、どのように思うかっていう、そここのところの素朴な疑問、感想の点なんかをお聞かせいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。では、いつも1番さんばかりじゃ、本当に申しわけございませんから、ちょっと今回は逆に、5番さんの方からお願いできますでしょうか。

#### 5番

最高裁で判決が覆されるってということなんですけれども、自分も含めて裁判員の方と裁判官の方と一緒に判決を考えていって、覆されてしまったというのは、ちょっと残念に思います。ただ、どれが正しいかっていうのは、ちょっと正解が見えてこない部分もありますので、それをそういう考え方もあるんだなっていうことを一つ考えとしておいて、残念ではありますけれども、それは受けとめざるを得ないのかなっていうのが正直な感想です。

#### 司会者

ありがとうございます。では、4番さん、この点、何かお気持ちがありましたら。

#### 4番

裁判を最高裁でもう一度やってくださいという指示が出た場合は、上の方でそういう判断をされたなら、それが仕方ないと思うんですが、逆に、私個人の考えとしましては、裁判の判決というのは、過去の判例とかそういうものがありまして、これが絶対正しいっていうのはないんじゃないかなとも思うんですがね。それで、逆に、自分たちが出した判例とか判決というものが、もう一度やることによってどういう判定が出るかというのを見るのも、一つの意見じゃないかなとは思うんですね。こういう考え方、こういうこともあるのかなというのでも、あってもいいと思うんですよね。あと、もう一つ言えるのが、今回も発砲事件だったんですが、自分の生まれた故郷とか、自分の身近に接した地区の事件だったら、裁判員として公平に当たらなきゃいけないんですが、個人的な感情というのも絶対入ってくると思うんですね。その際、自分の考えというのが周りの自分の知っている人たちとか、そういう地域に対する考えというのも盛り込まれているというのでも十分出てくると思いますので、そういう個人的な意見も入り込んだ判定というのでも入る可能性が、私個人としては十分にあると思いますので、良い悪いという判断は厳しいと思います。逆に、日本国民全般でどうだっていうふうに考えていくのがいいんじゃないでしょうかねという考えを持っております。

#### 司会者

では、この点につきまして、3番さん、よろしく願いいたします。

#### 3番

私も、4番さん、5番さんが話した内容と同じなんですが、最高裁判所の判断が本当に正解なのかって、これは正解はないんじゃないかなと思うんですよね。もう一つ、これは個人的な感覚なんですが、やっぱり死刑は、私はあってしょうがないんじゃないかなっていうふうに思っています。犯人と被害者の関係っていいいますと、被害者の方が逆に大変な立場に陥り過ぎているんじゃないかなと、そんな感じも受けています。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、2番さん、いかがでしょうか。

2番

裁判員制度になってから、性犯罪に関する判例というのが下される刑が長くなったという話が広まっています。今回の事件、本当に、そんなに私にすると殺人でもないし、そんなに重いかっていうと軽くはないですけども、なのに、最後の挨拶の時に同じ裁判員を務めた女性が、ちょっと涙ながらにやっぱり重圧だったとお話しされたんですね。その時に、自分もちょっとはっと、自分はちょっと軽く考え過ぎていたのかなって、ちょっと反省した面もあるんですけども、多分、まして最高裁で覆るような判例ですから、すごい重要な事件で、殺人事件だったりして、多分、いろんな証拠なりを見せられてきて、評議を重ねて、評議を重ねて出した判決だと思うんですね。多分その皆さん裁判員の方は、私なんか以上にも大変苦しまれて、悩まれて、テレビなんかでもやっていましたけれども、やっぱり裁判員を経験して何かいろいろ変わることがあったりで、この間、ちょっとNHKでも問題に挙げられて、そういうことを考えると、そういうふうに出した判決をそこで覆されてしまうというのは、ちょっと何か、何のための裁判員なのかなって、国民の意見を取り入れるみたいな感じで始まった制度であって、何かそういうことに関して重過ぎるとかって言われてしまうのは、何かちょっとむなしいって言うか、せっかく話し合った方たちのが無駄になっちゃうんじゃないかなって言うところはあります。でも、確かにいろんな意見があるのも仕方ないことだとは思いますが、今回に関しては、ちょっとこういうこともあるんだというふうに思いました。

司会者

では、1番さん、よろしく申し上げます。

1番

私は、最高裁の差し戻しって言うのは、やっぱりちょっとひどいなって思いま

すね。私は死刑廃止論者なんですけれども、結局、死刑判決を下されても、実行される率っていうのは日本は少ないですよ。まだ、かなり死刑でも刑が執行されていないっていうのは、その辺がどうしてなのかなって思います。ちょっと答えがおかしいかもしれないんですけれども、私はそう思っております。

司会者

どうもありがとうございました。ということで、最初の読売新聞さんからの最初の御質問に対する回答はこういうことになりますけれども、いかがでしょうか。じゃ、次の質問になりますかね。

読売新聞

もう一点、ちょっと先ほど5番の方からも少しお話があったかと思うんですけれども、例えば遺体の画像でありますとか、あるいは凶器でありますとか、裁判の中で証拠品を御覧になる機会があるかと思うんですけれども、そういったものが刺激が強いと感じたり、あるいは、それが負担だと感じたことというのは、皆さん、ありますでしょうか。

司会者

今、この場にいらっしゃる皆様方の中で、人命が実際に奪われた事件というのは5番さんだけということになるわけなんですけれども、ひょっとしたらほかの皆様方も、遺体写真はないにしても、凶器とか、そういうのでちょっと刺激の強い証拠を御覧になった方がいらっしゃるかもしれません。では、また5番さんの方から、こちらの方の御回答の方をお願いいたします。

5番

遺体の写真、顔こそは出てきませんでしたけれども、部分的な打撲、あと凶器の杖ですね。こちらは実際、手に持ったり、写真を見させていただいて、痛々しい写真ではありました。これも個人差があると思うんですけれども、見る人によってはちょっと目を覆いたくなるような写真もありますので、私自身は見られませんでしたので、特にそれが後になって出てくるっていうことはなかったんですけれども、

凶器なんかですと、手に持った感じですか、重さだったり長さだったりとか、そういうものが見えて、それが一応、それを考慮して公平を考えさせられたりとか、そういう点では実物を見られたというのは、よかったというか分かりやすかったという意味ではあると思います。写真は、見たくない人は見なくてもいいのではないかなとは思いますが。

司会者

4番さんの事件は、遺体写真はないと思うんですけども、凶器か何かで実際に拳銃とかそういうのが出てきたんですか。

4番

拳銃は出てきませんでした。確かに先ほど御質問にあったように、遺体の写真とか、そういう凶器とかいうのを裁判員に選任される、決まったという時から、マスコミとかテレビとかそちらで、そういう話が先行していて、怖いとか嫌だなんていう感じは持っていましたね。それで、実際、裁判に入った時に、拳銃の発砲であると。暴力団関係の方も大分来られていたようなんですけども、やっている最中は気にならなかったですね。裁判員が終わって、職場に戻ったり、そういう話、新聞記事で周りの人が見たよっていう話になった時に、「裁判所にそういう関係の人が来ているの、怖くなかった。」とか言われて、後で、そう言えば、あの方たちそうかな、裁判所の方たちも、裁判長が「あの方たちが、もしかしてそうらしいんじゃないの。」なんていう程度で聞いていたんで、当日というか、裁判の時は気にならなかったですが、後で考えるとそうかなと。怖いとかそういうのはないんですが、人によっては非常に気にされる方もいらっしゃると思うんですよ。特殊な関係の方なんで。そういうことはちょっとあるかなと思いました。

司会者

証拠というよりは、むしろ傍聴人の負担といいますか、そういうところも場合によってはあるということで、なるほど。ありがとうございました。では、3番さん、いかがですか。

### 3番

今、4番の方と同じなんですけど、ピストルは焼却したということで、その凶器はなかったんです。それから、その遺体もなく。ただ、事前に、もしそういう事件にあたったらという心配はしていました。どうしたらいいのかなという気持ちは持っていました。

#### 司会者

2番さんの事件は、凶器とか、遺体はなかったと思うんですけども、あれば傷跡とか、そういうなので、ちょっと負担感があったとか、そういうのはございましたか。

### 2番

正直、事件を知って、そういう重大事件じゃないことなんで、ほっとしたっていうのが、殺人とかじゃなかったの。ただ、やっぱり暴行だったの、時間がたっちゃったことにより、例えばその暴行のあざとかそういう写真とかが全然なかったの、もうちょっとやったことに対する重みを感じられるのであれば、もうちょっと早く被害者に医者に行ってもらって、写真でも撮ってもらって、それはあった方が、私たちは分かりやすかったかなと。ただ、口頭で出す診断書だけでは、靴屋でやったと、ペンチで髪の毛を引っ張ったとか何とかっていうのを聞いていても、漠然となので、そういうことに関しては、そういうのがあった方が私はよかったかなと思っています。

#### 司会者

1番さん、いかがでしょうか。

### 1番

結局、被害者が事件にあってから2か月ほどたって始まった裁判でしたから、直接傷跡があるとかっていうのはなかったわけですね。でも、その凶器が使われたのがペンチであり、あるいはハイヒールであるとかっていう具体的なのが検察では示したけれども、弁護人としては、例えば、薄暗い店内でハイヒールの色



がどうだったかとかってというのは、はっきり見えたのかどうか、やはり証人が記憶が曖昧になっているっていうのが、その無罪の唯一の弁護だったと思うんですよ。ですから、本当に被害者がもっと早くに、肋骨を6本折られたとかっていうんだったらば、診断書を添えてもうちょっと早く訴えていればと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。ということで、今、裁判員の皆様方から一通り御意見の方を承りましたが、読売新聞社さんはよろしいですかね。ほかのマスコミの皆様方から御質問がありましたら承りたいと思いますが、大体よろしいですか。はい。では、これで最後になります。皆様方から本当に今回、評議あるいは、審理についてのいろいろかなり突っ込んだ詳しい話を承りまして、大変感謝しております。それ以外のことで、例えば、選任手続を含めて裁判員裁判全体についての何か皆様方の改善すべき点がもしありましたらということと、あと、これから前橋におきましてもずっと裁判員裁判を続けていくわけなんですけれども、これから裁判員になれる皆様方に対して、何かメッセージといたしますか、そういうのがもしありましたら、併せて承り、これが最後の質問ということにさせていただこうと思っております。何か改善点、あるいはこれから裁判員になれる方へのメッセージがありましたら、ぜひとも承りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。では、5番さんからお願いできますでしょうか。

#### 5番

裁判員裁判に参加しまして、全般的な感想とか印象なんですけれども、まず、実際に自分が選任の候補者として選ばれてまして、実際に自分のところに本当に来るのかなと思ってまして、まさかという感じで選ばれるとは全く思っていないところに来たんですけれども、まさかと思う感じで、6人のうちの一人に選ばれてまして、6人のうち、まさか選ばれるとは思いませんでしたので、当日は本当にまさかという感じでしたね。それで、午後に早速裁判が始まりまして、徐々に慣れてきましたので、特に違和感なく4日間過ごせて、こちらに通わせていただい

て、裁判を行うことができました。当日から始まって、残り3日ずっと裁判のことで頭がいっぱいという感じだったんで、本当に中にどっぷりつからないとちょっと考えられないものが多かったもんですから、本当に、体は使わないんですけども、精神的に疲労感というのは4日間を通して感じられました。すごく良い経験でしたので、結構、断られる方も多いという話なもんですから、私自身は、せっかく選ばれて裁判させていただいたという貴重な経験をしたので、今後、裁判員制度で選ばれた方にも積極的に参加していただきたいというのが本心です。ありがとうございました。

#### 司会者

では、また感想、あるいは改善点、あるいは、今後の裁判員に対するメッセージの方を4番さん、お願いいたします。

#### 4番

裁判員の関係で今回、参加させていただいたんですが、簡単に言いますと、嫌なら断れるって書いてあるんですが、やはり日本に住んでいる人間、国民としては誰かがやらなきゃいけない仕事だと思いますので、そういうのもきっちり取り組んだ上で考えていかないといけない問題かなと思っております。あと、私も4日間ですが、はっきり言いまして、ちょっと疲れているかなというような気はありましたね。余り気にはかけなかったんですが、ちょうど裁判が終わって5日ぐらいだった時、夢の中で、自分が法廷にいる夢を見まして、怖いとかそういうのは何もないんですが、頭の隅に残っていたのかな、自分でめったにこんなことはないんですが、特殊な経験だったのかなというので、ふと思ったことがありましたね。あと、もう一つ、ちょっと気になったことじゃないんですが、裁判員に選任されました、来てくださいという通知が来た時に、一緒にパンフレットで説明書が非常に丁寧な文章でカラー版のが入っていたんですが、失礼ですが、ざっと見させていただいたんですが、来る前はそれで、余り深入りするとちょっと何かびびっちゃうかな、こんな知識なくていけるのかなっていうんで、そんな感があ

ったので見なかったんですが、この間、裁判員を終わった後、じっくり見て、ネットか何かでその用語とかそういうのを見たり、裁判員のホームページへ行ったりしてみたんですが、逆に良い意味で真剣に取り組んでいる方は、あのパンフレットを見ながら、失礼な言い方ですが、本気で見てネットで何か調べると、逆に負担になっちゃうんじゃないかな。こんなことも、こんなことや、こういうこともあるんだな。真面目な方は結構いらっしゃると思いますので、取り組んでみた場合、あのパンフレットは非常によく細かく書いてあるんですが、これじゃ、自分はちょっと駄目かなと思っちゃう人が出る可能性があるんじゃないかなと、もっと簡単にぱっと見ていただいてっていう感じで、当日はもう、実際、経験しましたけれども、裁判所の方とか裁判官の方とか、そういうのが非常にフレンドリーに教えてくれますから全然問題ないですよっていうような雰囲気がありますので、その辺が書面だけでの言葉の感じというのかな。これとのギャップというのがあるかなっていうのは、ちょっと個人的な話ですが、そういうのがございました。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。貴重な御意見ありがとうございました。では、3番さん、どうぞよろしく願いいたします。

3番

私も、実際、選ばれるとは想定しませんでした。ですから、裁判所っていうのが、もう私の頭の中では相当敷居が高くて、とても来るところじゃないと、基本的にそういうふうに思っていました。こちらへ来ても選ばれないだろうというふうに思っていて、いざ選ばれて、さあ大変だというふうに、それから慌てました。正直言って。4日間ですけれども、やってみて、今でも本当にあの判決は正しいのか、正しいとか間違いとかいうのはないかと、自信を持ってはいましたけれども、「じゃ、それは本当に正しいのか。マルバツで答えろ。」と言われたら、もう三角しかあり得ないなど。この経験というの、すごく、できれば大勢の人

に、もっと大勢の人にやっぱり体験してもらって、非常に良い経験になると思いますので、私もこれが終わっても、相談されたら、ぜひやってみる方が自分の人生経験のためになるよというふうにアドバイスしたい、そういうふうに思います。

司会者

どうもありがとうございます。では、2番さん、よろしく願いいたします。

2番

私の場合も、不思議なことに、うちはこの制度が始まってすぐに主人の父のところに来ました。その時は、ちょっと高齢を理由にお断りをしたんですけども、何年か後に私のところへ来て、こんな1軒のうちであるものなんだろうかって不思議に思った経験がありまして、そのことを話ししたら、父も、「じゃ、俺ができなかった分、頑張ってこいよ。」みたいな感じで言っていて、また更に、うち、大学生の息子がいるんですけども、その大学にちょうど野口裁判長たちが出張講義というんですかね。その裁判員制度を周知徹底するためにたまたま授業で行っていただいて、それを私は知らなくて、そうしたら、「裁判を傍聴に行くんだよ。」「え。」って聞いたら、私がたまたま出ている裁判の日に実際に傍聴席にいまして、本当に何か貴重な経験をさせていただいて、まだ18歳、大学に入ったばかりなので、裁判所に行くこと自体も初めてですし、裁判を傍聴するのも初めてで、私自身もそうなんですけれども、本当に何かすごく良い経験をさせていただきました。今回は1週間近かったんですね。職場の方にも理解をしていただいて、私の場合はちょっと有給を使ったんですけども、中には特別休暇というのが会社であるところもあるので、やっぱりそういうところも企業の方の理解ですかね。仕事でなかなか3日、4日とか、1週間とか休むというのは、やっぱり厳しい方もいらっしゃると思うので、その辺の企業側の協力とか、そういうのも必要でしょうし、あとは、やっぱり今回、私の職場でも私が初めてだったんですけども、まだ裁判員に出るかに対して、先ほど新聞社の方も言っていたように、何かPTSDだっけ、何かそういう悪いことばかり報道されていて、例え

ば、死体の写真を見た人が失神したとか、何かそういうことばかりが先行しちゃっていて、だから、やっぱり何か、「そんなのが来たらどうしよう。」みたいな職場の人なんかも結構多くて、「そんなことないよ。良い経験だからやってみた方がいいよ。」って今、私は、もし職場の人とか友達に来たら、言ってあげられると思うんですけども、本当に貴重な経験をさせていただいて、初めて会う人方たちと、いろんな話をさせていただいて、本当に何かいろんな意味で自分のためになると思いますので、ぜひ、もしそういうインフォメーションが来たら、考えてやっていただきたいと思います。

司会者

ありがとうございました。では、最後になります。では1番さん、よろしくお願ひします。

1番

私は、裁判員候補者に選ばれましたよというのが届いてから、実際に裁判所に来てくださいという通知をいただいた時点からは、もう積極的に選ばれたいって思いました。といいますのは、もうリタイアしてからかなり年数たっておりますので、やはり社会の変遷っていうのはいろいろ見てきましたから、もう人生最後の経験としては良いチャンスじゃないかなと思って、参加させていただきましたけれども、さすがに量刑を決めた日は、なかなか寝付かれませんでしたね。といいますのは、その被告の環境というのか、要するに、例えば子供たちに与える影響というの、かなり負の連鎖みたいなのもたらすんじゃないのかなという感じがありましたので、その辺がちょっと心配になりまして。でも、良い経験をさせていただいてありがとうございました。

司会者

それでは、皆様方、時間が参りましたので、本日の意見交換会はこれで終了ということになります。本当に皆様方、お忙しい中、本日、貴重な御意見をありがとうございました。私も皆様方の今日のお話をお伺いいたしまして、皆様方の

裁判員裁判を実際に受けた時の印象、感想、それから御負担の方を含めまして、いろいろ考えるところがありました。また、皆様方のお話を聞いていた検察官、弁護人も同じ思いだったと思います。今回の皆様方の御意見をまた深くこちらの方も検討させていただきまして、裁判員裁判、我々はこの裁判員裁判制度が50年、100年続く制度というふうに考えております。今後とも、まだ生まれたばかりの裁判員裁判をより一層充実したものにしていこうと当たって、今日の皆様方の御意見を十分に参考にさせていただきまして頑張っていこうと思っております。本日はどうもありがとうございました。心より感謝いたします。どうもありがとうございました。

以 上